

平成26年度裁判事務の分配，裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序，開廷の日割，司法行政事務の代理順序並びに各種委員等

平成26年1月1日施行

平成26年2月1日施行

平成26年3月10日施行

平成26年3月15日施行

平成26年3月25日施行

平成26年4月1日施行

平成26年4月11日施行

平成26年6月14日施行

平成26年7月9日施行

平成26年7月24日施行

平成26年9月20日施行

平成26年10月16日施行

名古屋家庭裁判所

第1 本庁の部

- 1 本庁に、家事第1部、家事第2部及び少年部を置く。
- 2 裁判官の配置、事務の分配及び開廷日は、次のとおりとする。  
 なお、事件の配てんは、受付順に従い順次行う。

(1) 合議制（家事事件及び少年事件）

部の名称	裁判官の配置	事務の分配	開廷日
家事 第1部	部総括判事 鬼頭清貴	1(1) 家事第1部に所属する裁判官が分配を受けた家事審判事件のうち、裁判所法第31条の4第2項1号の規定により、「合議体で審判又は審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件（以下「裁定合議事件」という。）」。 (2) 家事第2部の裁定合議事件で、差し戻しを受けた家事審判事件及び訴訟事件 (3) 支部の裁定合議事件で、差し戻しを受けた家事審判事件 2 裁判所法第31条の4第2項2号の規定により、「他の法律において合議体で審判又は審理及び裁判をすべきものと定められた事件」のうち、除斥、忌避申立事件（支部において審理できない事件を含む。）の3分の1	(随時)
	判事 西森みゆき		
	判事 鈴木千恵子		
	判事 丹下将克		
	判事補 渡邊充昭		
判事補 三貫納有子			

家事第2部	部総括判事 永井尚子 判事官 下尚行 判事補 中村海山	1(1) 家事第2部に所属する裁判官が分配を受けた家事審判事件及び訴訟事件のうち、裁定合議事件 (2) 家事第1部の裁定合議事件で、差し戻しを受けた家事審判事件 (3) 支部の裁定合議事件で、差し戻しを受けた訴訟事件 2 裁判所法第31条の4第2項2号の規定により、「他の法律において合議体で審判又は審理及び裁判をすべきものと定められた事件」のうち、除斥、忌避申立事件（支部において審理できない事件を含む。）の3分の1	(随時)
少年部	部総括判事 岩井隆義 (兼)判事補 渡邊充昭 判事補 櫻井真理子 判事補 松井ひとみ	1(1) 少年審判事件のうち、裁定合議事件 (2) 支部の裁定合議事件で、差し戻しを受けた少年審判事件 2 裁判所法第31条の4第2項2号の規定により、「他の法律において合議体で審判又は審理及び裁判をすべきものと定められた事件」のうち、除斥、忌避申立事件（支部において審理できない事件を含む。）の3分の1 3 裁判所法第31条の4第2項2号の規定により、「他の法律において合議体で審判又は審理及び裁判をすべきものと定められた事件」のうち、観護措置決定及び更新決定に対する異議事件	(随時)

(2) 1人制

ア 家事事件

別紙第1「本庁家事事件事務分配割合表」のとおりとし、具体的な事件の分配方法等については、家事第1部及び家事第2部の裁判官が別途協議して定める。

ただし、

(ア) 遺産分割事件等の審判前の保全処分事件は、遺産分割事件等担当裁判官が

担当し、遺産分割事件等に関連するその余の審判事件及び調停事件等については、必要に応じて家事第1部の裁判官が協議して定める。

(イ) 丹下判事が担当する遺産分割等の調停事件につき、申立ての趣旨を一般調停事件の申立ての趣旨に交換的に変更した場合は、西森判事、鈴木判事、渡邊判事補の順に、順次配てん換えする。

(ウ) 差し戻しを受けた事件及び再審の分配方法等は、次による。

a (不在者・相続)財産管理関係事件等

宮下判事が原審又は確定事件を担当した事件は中村判事補が、中村判事補が原審又は確定事件を担当した事件は宮下判事が、それぞれ担当する。

b 後見関係事件

永井判事が原審又は確定事件を担当した事件は宮下判事が、宮下判事が原審又は確定事件を担当した事件は永井判事が、それぞれ担当する。

c 遺産分割事件等

鬼頭判事が原審又は確定事件を担当した事件は丹下判事が、丹下判事が原審又は確定事件を担当した事件は鬼頭判事が、それぞれ担当する。

d 親権喪失・停止等、推定相続人廃除及びその他の別表第2事件

鬼頭判事が原審又は確定事件を担当した事件は西森判事が、西森判事が原審又は確定事件を担当した事件は鈴木判事が、鈴木判事が原審又は確定事件を担当した事件は渡邊判事補が、渡邊判事補が原審又は確定事件を担当した事件は鬼頭判事が、それぞれ担当する。

e 人事訴訟事件等

永井判事が原審又は確定事件を担当した事件は中村判事補が、中村判事補が原審又は確定事件を担当した事件は永井判事が、それぞれ担当する。

f a, b, c, d及びe以外の事件

鬼頭判事が原審又は確定事件を担当した事件は西森判事が、西森判事が原審又は確定事件を担当した事件は丹下判事が、丹下判事が原審又は確定事件を担当した事件は鈴木判事が、鈴木判事が原審又は確定事件を担当した事件は渡邊判事補が、渡邊判事補が原審又は確定事件を担当した事件は鬼頭判事が、それぞれ担当する。

(エ) 児童虐待防止法による臨検等の許可状請求事件は、通常日(夜間を除く。)については、鬼頭判事、西森判事、丹下判事、鈴木判事及び渡邊判事補がそれぞれ5分の1の割合で担当する。

通常日の夜間及び裁判所の休日については、本庁所属の裁判官が別途協議して定める。

(オ) 必要がある場合には、所定の開廷日以外の日を開廷することができる。

イ 少年事件

別紙第2「本庁少年事件事務分配割合表」のとおりとし、具体的な事件の分配方法等については、少年部裁判官が別途協議して定める。

ただし、

(ア) 簡易送致事件は、岩井判事及び櫻井判事補が2分の1ずつ担当する。

(イ) 準少年保護事件は、本案事件を担当した裁判官がそれぞれ担当する。

なお、本案を担当した裁判官が交代したときは、岩井判事及び櫻井判事補の順に順次分配する。

- (ウ) 少年法第33条第2項により差し戻しを受けた事件のうち、原審本庁の事件については、藤山判事、櫻井判事補の原審担当事件はいずれも岩井判事が、岩井判事の原審担当事件はいずれも櫻井判事補が、それぞれ担当する。支部においてしていた単独事件は、岩井判事及び櫻井判事補の順に順次分配する。
  - (エ) 更生保護法第52条第5項による特別遵守事項の設定又は変更に係る保護観察所の長からの求意見は、岩井判事が担当する。
  - (オ) 観護措置事務については、本庁所属の裁判官が別途協議して定める。
  - (カ) 必要がある場合には、所定の開廷日以外の日を開廷することができる。
- 3 裁判官に差し支えのあるときの代理順序は、次のとおりとする。
- (1)ア 合議制の家事事件については、各部の裁判長は、家事第1部については西森判事、鈴木判事、丹下判事、宮下判事の順で代理し、家事第2部については宮下判事、西森判事、鈴木判事、丹下判事の順で代理する。陪席裁判官については、家事第1部については家事第2部の部総括判事が指名する同部所属の裁判官が、家事第2部については家事第1部の部総括判事が指名する同部所属の裁判官が、それぞれ代理する。
    - イ 合議制の少年事件については、裁判長は、鬼頭判事、永井判事、西森判事、鈴木判事、丹下判事、宮下判事の順で代理する。陪席裁判官については、各部総括判事全員の協議により定める。
  - (2)ア 別紙第1「本庁家事事務分配割合表」のうち（不在者、相続）財産管理関係事件等については、宮下判事に差し支えのあるときは永井判事又は中村判事補（ただし、中村判事補、永井判事の順とする。）が、中村判事補に差し支えのあるときは永井判事又は宮下判事（ただし、宮下判事、永井判事の順とする。）が、それぞれ代理し、これによることができないときは家事第1部及び家事第2部の裁判官が協議して定める。
    - イ 別紙第1「本庁家事事務分配割合表」のうち後見等関係事件については、永井判事に差し支えのあるときは宮下判事又は中村判事補（ただし、宮下判事、中村判事補の順とする。）が、宮下判事に差し支えのあるときは永井判事又は中村判事補（ただし、永井判事、中村判事補の順とする。）が、それぞれ代理し、これによることができないときは家事第1部及び家事第2部の裁判官が協議して定める。
    - ウ 別紙第1「本庁家事事務分配割合表」のうち遺産分割事件等については、鬼頭判事に差し支えのあるときは丹下判事が、丹下判事に差し支えのあるときは鬼頭判事が、それぞれ代理し、これによることができないときは家事第1部の裁判官が協議して定める。
    - エ 別紙第1「本庁家事事務分配割合表」うち親権喪失・停止等、推定相続人廃除及びその他の別表第2の各事件については、鬼頭判事に差し支えのあるときは西森判事が、西森判事に差し支えのあるときは鈴木判事が、鈴木判事に差し支えのあるときは渡邊判事補が、渡邊判事補に差し支えのあるときは鬼頭判事が、それぞれ代理し、これによることができないときはこれらの裁判官が協議して定める。
    - オ 別紙第1「本庁家事事務分配割合表」のうち人事訴訟等・再審については、永井判事に差し支えのあるときは中村判事補又は宮下判事（ただし、中村判事補、宮下判事の順とする。）が、中村判事補に差し支えのあるときは永井

判事又は宮下判事（ただし、永井判事、宮下判事の順とする。）が、それぞれ代理し、これによることができないときは家事第1部及び家事第2部の裁判官が協議して定める。

カ 別紙第1「本庁家事事件事務分配割合表」のうち証拠保全、共助、訴提起前証拠収集、保全命令及び履行勧告については、宮下判事に差し支えのあるときは永井判事又は中村判事補（ただし、中村判事補、永井判事の順とする。）が、代理し、これによることができないときは家事第1部及び家事第2部の裁判官が協議して定める。

キ 別紙第1「本庁家事事件事務分配割合表」のうち上記ア、イ、ウ、エ、オ及びカを除く事件については、藤山判事に差し支えのあるときは鬼頭判事が、鬼頭判事に差し支えのあるときは西森判事が、西森判事に差し支えのあるときは鈴木判事が、鈴木判事に差し支えのあるときは丹下判事が、丹下判事に差し支えのあるときは渡邊判事補が、渡邊判事補に差し支えのあるときは鬼頭判事が、それぞれ代理し、これによることができないときはこれらの裁判官が協議して定める。

(3) 少年事件については、藤山判事又は櫻井判事補に差し支えのあるときは岩井判事が、岩井判事に差し支えのあるときは櫻井判事補が、それぞれ代理する。

(4) 上記(1)ないし(3)によりがたい事情があるときは、所長の指名する裁判官がその代理をする。

## 第2 支部の部

1 裁判官の配置、事務の分配及び開廷日は、次のとおりとする。

### (1) 合議制（家事事件及び少年事件）

#### ア 一宮支部

合議事件は、片田判事、舟橋判事、遠藤判事、武村判事、長尾判事補、平野判事補及び村井判事補が取り扱う。

#### イ 半田支部（家事事件のみ）

合議事件は、本庁において取り扱う。

#### ウ 岡崎支部

合議事件は、佐藤判事、後藤判事、山崎判事、小島判事、飯野判事、近道判事、入江判事、丹下判事、岩田判事補、佐川判事補、瀬沼判事補、鈴木判事補、寺内判事補及び富岡判事補が取り扱う。

#### エ 豊橋支部

合議事件は、田近判事、前澤判事、長谷川判事、長橋判事補、谷本判事補及び武藤判事補が取り扱う。

### (2) 1人制

#### ア 家事事件

支部名	裁判官の配置	事務の分配				開廷日	
		審判事件		調停事件	人事訴訟事件等 (人事訴訟事件等に関する保全処分事件等を含む。)		雑・共助事件
		別表第1	別表第2				
一宮支部	判事(支部長) 片田信宏	1/5 (後見等関係) 10/10 (子の氏の変更・保護者選任)		5/12 (別表第2以外)		関連事件 (本案に付随する保全処分)	月・木
	判事 舟橋恭子	3/5 (後見等関係)	1/3	1/3 (別表第2) 4/12 (別表第2以外)		関連事件 (本案に付随する保全処分)	月・木
	判事 遠藤俊郎						
	判事 武村重樹						

	判事補 長尾 洋子						
	判事補 平嶋 明子						
	判事補(てん補) 平野 望						
	判事補 村井 みわ子	1/5 (後見等関係) 10/10 (後見等関係、子の氏変更・保護者選任以外)	2/3	2/3 (別表第2) 3/12 (別表第2以外)	10/10	10/10 (本案に付随する保全処分を除く。) 関連事件 (本案に付随する保全処分)	月・火・ 水・木・ 金
半 田 支 部	判事(支部長) 高橋 裕	1/3		1/2 (別表第2以外)	10/10	1/2	月・水 木・金
	判事補 大原 哲治	1/3					
	判事補 三貫納 隼	1/3	10/10	10/10 (別表第2) 1/2 (別表第2以外)		1/2	火・金
	判事(支部長) 佐藤 真弘		1/7	1/7			火・木・ 金
	判 事 後藤 隆						
	判 事 山崎 秀尚						
	判 事 小島 法夫						

岡 崎 支 部	判 事 飯 野 里 朗	1/2 (後見等関係)	2/7	2/7	1/2	1/2	月・火 水・木
	判 事 近 道 暁 郎						
	判 事 入 江 恭 子						
	判 事 丹 下 友 華						
	判事補 岩 田 澄 江	10/10 (後見等関係以外)	2/7	2/7			火・水 金
	判事補 佐 川 真 也	1/2 (後見等関係)	2/7	2/7	1/2	1/2	月・水 木・金
	判事補 瀬 沼 美 貴						
	判事補 仲 井 葉 月						
	判事補 鈴 木 優 香 子						
	判事補 寺 内 康 介						
判事補 富 岡 健 史							

豊 橋 支 部	判事(支部長) 田 近年 則	1/2 (後見・後見監督, 財産管理, 子の氏変更・保護者選任・相続放棄)				関連事件 (本案に付随する保全処分)	
	判 事 前 澤 久美子		1/3 (担当調停事件の審判移行事件)	1/3		関連事件 (本案に付随する保全処分)	月・火
	判 事 長谷川 秀 治	1/2 (遺言書検認を除く。) 10/10 (遺言書検認)	2/3 (担当調停事件の審判移行事件) 10/10 (調停事件の審判移行事件以外)	2/3	10/10	10/10 (本案に付随しない保全処分事件等, 履行勧告, 履行命令)	月・火 木・金
	判事補 長 橋 政 司	1/2 (後見・後見監督, 財産管理, 子の氏変更, 保護者選任, 相続放棄, 遺言書検認以外)				関連事件 (本案に付随する保全処分)	
	判事補 谷 本 奈 央						
	判事補 武 藤 裕 一						

ただし,

- (ア) 人事訴訟事件等とは, 人事訴訟事件及びその他の訴訟事件を, 保全処分事件等とは, 保全処分事件, 訴え提起前の証拠収集の処分事件, 訴え提起前の証拠保全事件及び共助事件をいう。
- (イ) 一宮支部においては, 児童虐待防止法による臨検等の許可状請求事件は, 通常日(夜間を除く。)については, 片田判事, 舟橋判事及び村井判事補が担当する。通常日の夜間及び裁判所の休日については, 本庁において取り扱う。
- (ウ) 半田支部においては, 児童虐待防止法による臨検等の許可状請求事件は, 通常日(夜間を除く。)については, 高橋判事, 大原判事補及び三貫納判事補が担当する。通常日の夜間及び裁判所の休日については, 本庁において取り扱う。
- (エ) 岡崎支部においては, 児童虐待防止法による臨検等の許可状請求事件は, 佐藤判事, 後藤判事, 山崎判事, 小島判事, 飯野判事, 近道判事, 入江判事,

丹下判事，岩田判事補，佐川判事補，瀬沼判事補，鈴木判事補，寺内判事補及び富岡判事補が担当する。

(オ) 豊橋支部においては，児童虐待防止法による臨検等の許可状請求事件は，通常日（夜間を除く。）については，田近判事，長谷川判事及び長橋判事補が担当する。

通常日の夜間及び裁判所の休日については，豊橋支部所属の裁判官が別途協議して定める。

(カ) 必要がある場合には，所定の開廷日以外の日に開廷することができる。

イ 少年事件

支部名	裁判官の配置	事務の分配					開廷日
		保護事件				共助・準少年事件	
		一般 (除く業過)		業過・道交			
	在宅	身柄	在宅	身柄			
一 官 支 部	判事(支部長) 片田 信 宏						
	判 事 舟 橋 恭 子						
	判 事 遠 藤 俊 郎						
	判 事 武 村 重 樹						
	判事補 長 尾 洋 子		2/5		2/5	1/2	月・木
	判事補 平 嶋 明 子						
	判事補(てん補) 平 野 望	10/10	3/5	10/10	3/5	1/2	月・木・金
	判事補 村 井 み わ 子						

岡 崎 支 部	判事(支部長) 佐藤真弘						
	判事 後藤隆						
	判事 山崎秀尚						
	判事 小島法夫						
	判事 飯野里朗						
	判事 近道暁郎						
	判事 入江恭子						
	判事 丹下友華						
	判事補 岩田澄江						
	判事補 佐川真也						
	判事補 瀬沼美貴						
	判事補 仲井葉月						
	判事補 鈴木優香子	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	火・木
	判事補 寺内康介	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	火・木

	判事補 富岡健史	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	火・木
豊 橋 支 部	判事(支部長) 田近年則						
	判事 前澤久美子						
	判事 長谷川秀治						
	判事補 長橋政司						
	判事補 谷本奈央	2/5 (調査官から引き 上げ意見の出たも のを除く。)					火
	判事補 武藤裕一	3/5	10/10	10/10	10/10	10/10	(随時)

ただし、

- (ア) 「業過」とは、業務上(重)過失致死傷事件、自動車運転過失致死傷事件及び危険運転致死傷事件をいう。
- (イ) 一宮支部においては、
- a 観護措置事務は、長尾判事補及び平野判事補が担当する。
  - b 少年法第33条第2項により差し戻しを受けた事件のうち、原審一宮支部の事件は、原審担当裁判官以外の一宮支部所属の裁判官がその都度協議して担当者を定める。
  - c 更生保護法第52条第5項による特別遵守事項の設定又は変更に係る保護観察所の長からの求意見は、長尾判事補が担当する。
- (ウ) 岡崎支部においては、
- a 観護措置事務は、平日のうち月曜日については、鈴木判事補及び富岡判事補が隔週毎に、火曜日については富岡判事補が、木曜日については鈴木判事補が、水曜日及び金曜日については寺内判事補が、それぞれ担当し、通常日の夜間及び裁判所の休日については、岡崎支部所属の裁判官が別途協議して定める。

- b 鈴木判事補，富岡判事補及び寺内判事補が担当する事件のうち，少年法20条の決定を要する事件は，岩田判事補が担当する。
  - c 少年法第33条第2項により差し戻しを受けた事件のうち，原審岡崎支部の事件は，原審担当裁判官以外の少年事件担当裁判官担当する。
  - d 更生保護法第52条第5項による特別遵守事項の設定又は変更に係る保護観察所の長からの求意見は，岩田判事補が担当する。
- (エ) 豊橋支部においては，
- a 観護措置事務は，武藤判事補が担当する。  
通常日の夜間及び裁判所の休日については，豊橋支部所属の裁判官が別途協議して定める。
  - b 少年法第33条第2項により差し戻しを受けた事件のうち，原審豊橋支部の事件は，原審担当裁判官以外の少年事件担当裁判官が担当する。
  - c 更生保護法第52条第5項による特別遵守事項の設定又は変更に係る保護観察所の長からの求意見は，谷本判事補が担当する。
  - d 武藤判事補に差し支えがある場合は，谷本判事補，長谷川判事，前澤判事，長橋判事補の順で適宜代理する。
- (オ) 必要がある場合には，所定の開廷日以外の日に開廷することができる。
- 2 各支部の担当裁判官に差し支えがあるときは，その支部の他の裁判官において適宜代理する。
- 3 上記1及び2の裁判官にいずれも差し支えがあるときの代理順序は，次のとおりとする。
- (1) 一宮支部及び半田支部の家事事件については，本庁の家事第1部及び家事第2部の部総括判事が協議の上指名する各部所属の裁判官が代理する。
  - (2) 一宮支部の少年事件については，本庁少年部の部総括判事が指名する同部所属の裁判官が代理する。
  - (3) 岡崎支部については，豊橋支部長が指名する同支部所属の裁判官が，豊橋支部については，岡崎支部長が指名する同支部所属の裁判官が，相互に代理する。
- 4 各支部において，上記1の基準に定めのない事務の分配については，その支部の支部長が指名した裁判官に分配することができる。

### 第3 司法行政事務の代理順序等

- 1 所長に差し支えのあるときの司法行政事務は、次の裁判官が順次代理する。

判 事 鬼 頭 清 貴

判 事 岩 井 隆 義

- 2 支部長に差し支えのあるときの司法行政事務の代理順序は、次のとおりとする。

一宮支部 判 事 舟 橋 恭 子

半田支部 判事補 大 原 哲 治

岡崎支部 判 事 飯 野 里 朗

豊橋支部 判 事 前 澤 久美子

- 3 所長の特例的措置

災害その他緊急の事情があつて第1及び第2の定めによりがたいときは、所長において応急の措置を講ずることができる。この場合には、所長は裁判官会議に報告しなければならない。

## 第4 各種委員等

### 1 常置委員会

委員長	所長	藤山雅行
委員	部総括	鬼頭清貴
同	部総括	永井尚子
同	部総括	岩井隆義
同	支部長	片田信宏
同	支部長	高橋裕
同	支部長	佐藤真弘
同	支部長	田近年則
同	判事	西森みゆき

### 2 広報委員会

委員	判事	宮下尚行
同	判事補	櫻井真理子

### 3 司法修習生指導連絡委員会

委員	判事	永井尚子
----	----	------

### 4 その他

#### (1) 資料事務指導担当裁判官

判事補	中村海山
判事補	櫻井真理子

#### (2) 司法修習生指導担当裁判官

判事	岩井隆義
判事	永井尚子
判事補	渡邊充昭
判事補	櫻井真理子

#### (3) 調停委員研修指導担当裁判官

判	事	鬼	頭	清	貴
判	事	鈴	木	千	惠子
判	事	丹	下	將	克

## (別紙第1)

## 本庁家事事件事務分配割合表

事務の分配 裁判官の配置	審判事件										調停事件				雑・共助・再審※5	人事訴訟関係事件		開廷日	
	子の氏変更	保護者選任	(不在者・相続)財産管理関係事件等※1	後見等関係事件※2	遺言書検認	遺産分割事件等※3	児童福祉法関係	親権喪失・停止等※4	推定相続人廃除	その他の別表第一	その他の別表第二	遺産分割事件等※3	別表第二	二七七条		その他の調停	証拠保全・共助 訴提起前証拠収集 保全命令・履行勧告		人事訴訟事件等・再審※6
家事第1部	判事 鬼頭清貴	3 /	1 /			3 /	9 /	1 /	1 /	3 /	1 /	9 /	10 /	10 /	11 /	1 /			月・水 木・金
	判事 西森みゆき	1 /	2 /			1 /		2 /	2 /	2 /	2 /		30 /	30 /	28 /	2 /			月・火 木・金
	判事 鈴木千恵子	1 /	2 /			1 /		2 /	2 /	2 /	2 /		30 /	30 /	28 /	2 /			月・水 木・金
	判事 丹下将克	1 /	2 /			1 /	30 /	1 /		2 /		30 /							火・水 木・金
	判事補 渡邊充昭	1 /	2 /			1 /		2 /	2 /	2 /	2 /		30 /	30 /	28 /	2 /			月・火 木・金
	判事補 三貫納有子																		
	判事 永井尚子				1 /												1 /		月・火 木・金
家事第2部	判事 宮下尚行			4 /	9 /													全	
	判事補 中村海山			1 /	10 /												1 /		月・火 水・木 金
判事(所長) 藤山雅行														5 /				火・水 金	

※1 「(不在者・相続)財産管理関係事件等」とは、不在者財産管理人選任事件、相続財産管理人選任事件及びこれらに付随する事件(特別縁故者に対する財産分与の申立てを含む。)をいう。

2 「後見等関係事件」とは、後見等開始事件、任意後見監督人選任事件、未成年後見人選任事件及びこれらに付随する事件(後見人等監督事件、後見人等と被後見人等との利益相反行為を原因とする特別代理人選任事件等)をいう。

3 「遺産分割事件等」とは、遺産分割事件、寄与分事件及び遺留分減殺事件をいう。

4 親権喪失・停止等には、管理権の喪失を含む。

- 5 「雑・共助・再審」とは、家事事件に関する雑事件、共助事件及び再審事件をいう。  
ただし、再審事件の分配方法は、2の(2)のアの(ウ)のとおりとする。
- 6 「人事訴訟事件等」とは、人事訴訟事件及びその他の訴訟事件をいう。

(別紙第2)

本庁少年事件事務分配割合表

事務の分配 裁判官の配置		保護事件						雑・共助事件	開 廷 日
		一般 ※1		業過 ※1		道交 ※1			
		在宅 ※2	身柄	在宅	身柄	在宅	身柄		
少年部	判 事 岩井隆義	45/100	50/100	30/100	45/100	30/100	45/100	50/100	月～金
	(兼)判事補 渡邊充昭								
	判事補 櫻井真理子	45/100	50/100	70/100	55/100	70/100	55/100	50/100	月～金
判事(所長) 藤山雅行		10/100							火・木

※1 「一般」とは、「業過」と「道交」以外の事件をいう。「業過」とは、車両運転に関する刑法犯及び特別法事件(ただし、「道交」を除く。)をいう。「道交」とは、道路交通法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件をいう。

※2 一般保護事件の在宅事件については、簡易送致事件を除く。